

令和7年度生活福祉課会計年度任用職員募集要項

1 任用根拠 地方公務員法第22条の2項第1項第1号に定めるパートタイム会計年度任用職員

2 職名
代替アシスタント(事務)

3 職務内容

- ・ケースワーク業務補助事務 (パソコン使用あり)
- ・生活保護関係書類等作成事務(パソコン使用あり)
- ・生活保護関係書類等整理事務
- ・電話受付対応事務

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外業務に従事することがあります。また、同一勤務場所(課)において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

4 募集期間

令和7年5月9日(金)から令和7年5月23日(金)まで

5 募集方法

ホームページへ募集記事を掲載します。

6 募集人数

1人

7 選考方法

書類審査・面接

○第一次選考 書類審査

○第二次選考 面接(第一次選考合格者のみ)

8 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません。

(国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。)

なお、下記(1)～(4)のいずれかに該当する方は受験できません。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける

ことがなくなるまでの者。

- (2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。
- (4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回ることとなる者。

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

9 職務系又は職種 事務系

10 任用期間

令和7年6月16(月)から令和7年11月10日(月)まで

採用後1か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。

なお、勤務実績を考慮した上で、当該会計年度内において任期を更新する場合があります。また、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

11 勤務態様

週5日・1日6時間(週30時間)

12 勤務時間

午前9時00分から午後4時00分まで

13 休憩時間

午後0時00分から午後1時00分まで(60分)

14 週休日・休日

- (1) 週休日：土曜日、日曜日
- (2) 休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日

15 勤務場所

目黒区総合庁舎本館2階

生活福祉課保護第四係

※敷地内禁煙(目黒区総合庁舎は屋外喫煙所1か所あり)。

16 報酬額等

月額約197,511円(地域手当に相当する報酬分を含みます。)

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額等
期末・勤勉手当等を支給します(期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によって
は支給対象外となる場合があります。)

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日
曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

17 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定(信用失
墜行為の禁止、秘密を守る義務等)が適用され、かつ懲戒処分等の対象となり
ます。

18 休暇等

(1) 年次有給休暇は6日です。

(2) その他の休暇

(ア) 有給：公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、母子保健
検診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶
弔休暇、災害休暇、夏季休暇、子の看護休暇、短期の介護休
暇

(イ) 無給：病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児休暇、生理休暇、介護休
暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇

※下線部分の休暇等は一定の要件を満たす場合に取得
できます。

19 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特

別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により保障されます。

20 社会保険及び雇用保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

(1) 加入する健康保険

東京都職員共済組合

(2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。(任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれませんが、再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)

21 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

22 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

23 応募方法

(1) 提出書類

履歴書(6か月以内の撮影写真添付)

(2) 提出期限

令和7年5月23日(金曜日)必着

(3) 提出方法

封筒に「代替アシスタント(事務)」と明記し、履歴書を生活福祉課保護第四係へ郵送又は持参してください。

24 郵便先・問い合わせ先

郵便番号153-8573

目黒区上目黒2丁目19番15号

目黒区健康福祉部生活福祉課保護第四係

電話番号 03-5722-9439(直通)

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上